

インターネット利用およびホームページ運用に関する校内規程

第 1 章 ねらい・目的

第 1 条 本規程は、「神戸教育情報ネットワーク運用の指針」（平成 15 年 8 月 1 日）、「イントラネット・インターネットのホームページの作成に関する指針」（平成 15 年 8 月 1 日）、および両指針に関する運用の手引き、「神戸市立稗田小学校電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」（以下、「データ保護管理規程」）に基づき、神戸市立稗田小学校（以下本校）におけるインターネットの利用とホームページの運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 教育利用の基本的な考え方

第 2 条 本校における情報教育の目標の達成を図るため、インターネットを利用するにあたっては、コンピュータの扱い方や個人情報の保護、インターネット利用上のモラルを含め、児童の情報活用能力を育成する教育の一層の充実を図る。同時にインターネットやホームページを有効に利用した教育活動を推進し、各教科や特別活動、総合的な学習の時間などにおいても十分に活用する。

第 3 章 管理責任者

第 3 条 本校におけるインターネット利用およびホームページ運用に関するネットワーク責任者は校長をもってこれに充てる。

第 4 条 本校におけるインターネット利用およびホームページ運用を適正に行うため、ネットワーク責任者は管理運営組織を本校内に設ける。この組織は「データ保護管理規程」に定められている「稗田小学校情報保護委員会」が兼ねるものとする。

第 5 条 ネットワーク責任者は、本規程の目的に則り、以下に掲げる事項を行う。

- 1 「情報教育指導計画」「情報教育研修計画」等を作成し、意図的・計画的に情報教育を推進する。
- 2 本校に設置されているハードウェア・ソフトウェアの利用状況を把握するとともに、不正使用や盗難、不正侵入や個人情報の漏洩などに対し監視・監督を行い、適切な管理を行う。
- 3 学校から発信する情報および受信する情報に対して、人権尊重上の配慮・個人情報の保護・有害情報の送受信および著作権の保護等について適切な管理・監督・指導を行う。

第 6 条 第 5 条の事項を円滑に行うため、ネットワーク責任者はネットワーク担当者を置くことができる。

第 4 章 ネットワーク利用者

第 7 条 本校のネットワークの利用者は、次の各号に定める通りとする。また、利用者は本規程および関係法令等を遵守することを前提とする。

- 1 本校児童および教職員
- 2 その他ネットワーク責任者が必要と認めた者

第 5 章 利用形態

第 8 条 本校におけるネットワークの利用形態は次の各号に定める通りとする。

- 1 各教科や特別活動、総合的な学習の時間などの教育活動
- 2 児童の学習の成果や学校の情報などの発信
- 3 地域社会との連携や、P T A 活動の推進
- 4 教職員の研修・研究
- 5 国内や海外の学校や教育機関との交流

第 6 章 個人情報情報の取り扱い

第 9 条 本規程でいう個人情報とは、「イントラネット・インターネットのホームページの作成に関する指針」の 3(2)に掲げる情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものをいう。

- 1 それ自身が個人情報となるもの
氏名、住所、電話番号、緊急連絡先、出席番号、保護者氏名、兄弟・姉妹名、肖像、家庭状況など
- 2 組み合わせて個人情報となるもの
生年月日、性別、学年、組、学習成績、保健データ、部活動、生活状況など
- 3 その他、取り扱いに配慮を要するもの
児童の作品（作文、図画等）

第 10 条 インターネットおよびホームページを利用して児童の個人情報を発信する場合は、本人および保護者の同意を得、ネットワーク責任者の許可を得た上で教職員の指導のもとにこれを行う。

第 11 条 インターネットおよびホームページを利用して発信する児童および関係者の個人情報の範囲は以下に定める通りとする。

- 1 氏名：原則として発信しない。ただし、電子メール等で通信相手が特定できる場合やネットワーク責任者が教育上必要と認める場合は本人（児童の場合は保護者）の同意を得て発信することができる。
- 2 画像および映像：集合写真や複数による活動場面にするなど、個人が特定できないように配慮する。ただし、電子メール等で通信相手が特定できる場合やネットワーク責任者が教育上必要と認める場合は本人（児童の場合は保護者）の同意を得て使用することができる。
- 3 作品：ネットワーク責任者が教育上必要と認める範囲内において、作品（作文、図画の写真）をホームページ上に掲載することができる。ただし、氏名の併記については本条の 1 に従うものとする。
- 4 その他の個人情報：原則として発信しない。ただし、電子メール等で通信相手が特定できる場合やネットワーク責任者が教育上必要と認める場合は本人（児童の場合は保護者）の同意を得て発信することができる。

第 12 条 掲載および発信された情報に関し、本人等から内容の訂正または削除の要請、著作権侵害の指摘があった場合は、誠意をもって即座に対応する。

第 7 章 セキュリティ

第 13 条 本校内の端末機への不正侵入や保護データ・個人情報等の漏洩を防止するため、また、児童の有害情報へのアクセスを防止するために以下のことに配慮する。

- 1 有害情報の取り扱いについては、フィルタリングソフトを用いてアクセスできないようにする。
- 2 不正侵入やコンピュータウィルスの感染を防ぐためのソフトを導入する。
- 3 保護データや個人情報については、各端末のハードディスクに蓄積せず、フロッピーディスク等の可搬記録媒体に保存・管理する。
- 4 その他の情報管理については「データ保護管理規程」の定めるところに従う。

第 8 章 禁止事項

第 14 条 利用者の利益・権利の保護と有益な情報発信のため、本校では以下の行為を禁止する。

- 1 法令に違反する行為
- 2 公序良俗に違反する行為
- 3 営利を目的とする行為
- 4 第三者の知的所有権や著作権その他の権利を侵害する行為
- 5 他の利用者又は第三者を誹謗中傷する等、他の利用者又は第三者に不利益を与える行為
- 6 本校のネットワーク管理業務を妨げたり破壊したりする行為
- 7 その他ネットワーク責任者が不適当と判断する行為

第 15 条 ネットワーク責任者は、利用者に以上に掲げる禁止行為をする者があるときには、事前に通知することなく当該利用者の情報を削除し、その者にインターネットの利用を停止させることができる。

第 9 章 児童への指導

第 16 条 児童にインターネットを利用させる場合は、以下の点に特に留意する。

- 1 人権尊重・個人情報の保護・著作権等に配慮するとともに、児童の情報モラルの育成を図る。
- 2 インターネットやネットワークの特性を考慮し、教育上有害な情報の取り扱い等の指導やセキュリティの保護を徹底する。
- 3 児童の心身の健康に配慮して、インターネットやネットワークを利用した指導を行う。

第 10 章 ホームページの作成

第 17 条 インターネットに公開するホームページには、本校の公的名称を使用し、管理責任者名（ネットワーク責任者名）を明記する。

第 18 条 ネットワーク責任者は、公開するホームページの内容が本規程をはじめ、関係する条例や規程等に基づいたものであることを事前に確認する。

第 19 条 ホームページには本規程を掲載し、情報発信が本規程に基づいたものであることを明記する。

第20条 実際の公開・更新の作業にあたっては、各ページの担当者を決め、それぞれで作成・更新を行う。情報企画係への連絡およびサーバへの転送はネットワーク責任者またはネットワーク担当者が行う。

第21条 ホームページの公開内容は、情報保護委員会で検討した意見を考慮の上、ネットワーク責任者が決定する。

第11章 著作権およびリンクに関する条件

第22条 本校の校内ネットワークを利用して作成したすべての著作物は基本的には本校に帰属し、本校が著作権を有するものとする。ただし、校外に公開しない個人の資料等については、利用者が著作権を有するものとする。その際、利用者が第三者の著作権を侵害する等の違法行為があった場合は、一切の責任は当該行為を行った利用者に帰属するものとする。

第23条 本校が著作権に関連する情報をホームページに掲載する場合は、必ず著作権者に承諾を得、その旨を明記する。

第24条 本校のホームページに第三者がリンクをはる場合、教育目的の場合通知があれば原則として自由とし、この旨をホームページに明記する。

第25条 本校が第三者のホームページにリンクをはる場合は、必ず事前にネットワーク責任者の許可とリンク先の承諾を得て行う。また、リンク先の情報は随時確認するものとする。

第12章 変更

第26条 学校教育におけるインターネット利用状況の進展等に伴い、本規程に定めた事項に見直し、変更の必要が生じたときは、情報保護委員会で検討した意見を考慮した上で、ネットワーク責任者が行う。

第13章 附則

第27条 この規程は平成15年12月17日から施行する。

参考資料

世田谷区立多聞小学校	「インターネット運用規程」
文京区立金富小学校	「インターネットの利用に関する校内運用基準」
新潟県新井市立姫川原小学校	「姫川原小学校におけるインターネットの利用に関する要綱」
新潟県上越市立東本町小学校	「校内ネットワーク利用ガイドライン」
長崎県南松浦郡岐宿町立岐宿（きしく）小学校	「パソコン及びインターネット利用に関する校内規定」